

参考資料 1

○大阪府附属機関条例 (抄)

昭和二十七年十二月二十二日
大阪府条例第三十九号

〔附属機関に関する条例〕をここに公布する。

大阪府附属機関条例
(昭六〇条例一三・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第五項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四条例一二・追加、平三一条例九・一部改正)

(設置)

第二条 府が設置する執行機関の附属機関は、次のとおりとする。

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府周産期医療及び小児医療協議会	周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む。)の体制の整備についての調査審議に関する事務

(報酬)

第三条 委員等の報酬の額は、日額九千八百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員等が著しく困難な業務に従事する場合その他の特別の事情により第一項の報酬の額により難いときは、同項の規定にかかわらず、その報酬の額を、当該業務に従事した時間一時間につき、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とすることができます。ただし、当該額は、第一項の報酬の額を超えることができない。
- 4 前項の報酬は、当該業務に従事した時間に応じて、その都度支給し、第一項の報酬の支給と併せて行うことを妨げない。

5 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(平二四条例一二・追加、平二八条例九・令二条例八・一部改正)

(費用弁償)

第四条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(平二四条例一二・追加)

(支給方法)

第五条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(平二四条例一二・追加)

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

(昭五七条例一二・一部改正、平二四条例一二・旧第二条繰下・一部改正)

[附則] 略

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年条例第一九号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年六月一日から施行する。

参考資料 2

○大阪府周産期医療及び小児医療協議会規則

平成二十四年十一月一日

大阪府規則第百八十六号

改正 平成二八年三月三〇日規則第八二号

令和三年三月三〇日規則第四三号

[大阪府周産期医療協議会規則] を公布する。

大阪府周産期医療及び小児医療協議会規則

(令三規則四三・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、

大阪府周産期医療及び小児医療協議会（以下「協議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他協議会に關し必要な事項を定めるものとする。

(令三規則四三・一部改正)

(組織)

第二条 協議会は、委員十六人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二八規則八二・旧第三条繰上、令三規則四三・一部改正)

(専門委員)

第三条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平二八規則八二・旧第四条繰上、令三規則四三・一部改正)

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平二八規則八二・旧第五条繰上)

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平二八規則八二・旧第六条繰上)

(部会)

第六条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とす
ることができる。

(平二八規則八二・旧第七条繰上)

(意見の聴取)

第七条 協議会及び部会は、必要があるときは、関係者から意見を聞くことができる。

(令三規則四三・追加)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(平二八規則八二・旧第八条繰上・一部改正、令三規則四三・旧第七条繰下)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(平二八規則八二・旧第九条繰上、令三規則四三・旧第八条繰下)

(庶務)

第十条 協議会の庶務は、健康医療部において行う。

(平二八規則八二・旧第十条繰上、令三規則四三・旧第九条繰下)

(委任)

第十一條 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平二八規則八二・旧第十一条繰上、令三規則四三・旧第十条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この規則の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に第三条第二項の規定により任命される協議会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十五年三月三十一日までとする。

附 則（平成二八年規則第八二号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第四三号）

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

大阪府周産期医療及び小児医療協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府周産期医療及び小児医療協議会規則（平成24年大阪府規則第186号）（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、大阪府周産期医療及び小児医療協議会の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めたときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

第2条の2 規則第5条第2項に規定する会議への出席は、会議の開催場所への出席のほか、会長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステム（以下「ウェブ会議システム」という。）を利用した出席とができる。

2 ウェブ会議システムの利用において、映像のみならず音声の送受信ができなくなった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、音声の送受信ができなくなった時刻から退席したものとみなす。

なお、再度音声の送受信ができるようになった場合は、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、その時刻から再び会議に出席したものとみなす。

3 ウェブ会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設又は会長があらかじめ指定した施設で行わなければならない。

4 ウェブ会議システムを利用し、規則第7条の規定に基づき会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞く場合は、前項の規定を準用する。

(オブザーバー)

第3条 会長が必要と認めるときは、次に掲げる者のうちから協議会の委員以外の者をオブザーバーとして協議会に参加させることができる。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他

2 オブザーバーは、会長の求めに応じて必要な意見を述べることができる。

(委員の除斥)

第4条 委員は、協議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げるおそれがあるときは、審議に加わらない。

(諮詢及び答申等)

第5条 協議会に対する諮詢は、知事は文書をもって行い、かつ効率的な審議が行えるよう必要な資料を添付するものとする。

2 協議会が知事に対して行う答申及び勧告等は文書をもって行う。

(議事録の作成)

第6条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名（ウェブ会議システムを利用して出席した者がある場合は、その旨）
- 三 議題
- 四 審議経過
- 五 議決事項

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、会議において大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39条）第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合及び会議を開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合は非公開とする。

2 前項の規定に基づき会議を非公開とする場合においては、ウェブ会議システムを利用し出席する者は、出席者以外の者に視聴させてはならない。

附 則

この要領は、令和3年9月22日から施行する。

参考資料 4

大阪府周産期医療及び小児医療協議会 部会設置・運営要綱

(通則)

第1条 大阪府周産期医療及び小児医療協議会（以下「協議会」という。）の部会の設置及び所掌、部会の決議、会議等については、大阪府周産期医療及び小児医療協議会規則（平成24年大阪府規則第186号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(部会の設置)

第2条 協議会に次に掲げる部会を置く。

- 一 周産期医療体制検討部会
- 二 小児医療体制検討部会

2 協議会は、特別の事項を調査審議するため緊急又は臨時に必要があるときは、前項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(組織)

第3条 部会は、規則第6条第2項の規定により、会長が指名する委員及び専門委員（以下「委員等」という。）で組織する。

- 2 前条に定める各部会の委員等は、10名以下とする。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、規則第6条第3項の規定により会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから、部会長があらかじめ指名する委員等がその職務を代理する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、部会の委員等以外の者をオブザーバーとして部会に参加させ、意見を聞くことができる。

(所掌)

第4条 第2条第1項第1号に掲げる部会は次の事項について審議し、協議会に対し意見及び報告を行う。

- 一 医療計画（周産期医療）の策定に関する事項
 - 二 周産期医療体制に係る調査分析に関する事項
 - 三 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項
 - 四 母体及び新生児の搬送及び受け入れ、母体や新生児の死亡や重篤な症例に関する事項
 - 五 その他、特に検討を要する事例や周産期医療体制の整備に関し、部会長が必要と認める事項
- 2 第2条第1項第2号に掲げる部会は次の事項について審議し、協議会に対し意見及び報

告を行う。

- 一 医療計画（小児医療）の策定に関する事項
- 二 小児医療体制に係る調査分析に関する事項
- 三 その他、特に検討を要する事例や小児医療体制の整備に関し、部会長が必要と認める事項

（部会の会議）

第5条 部会は、部会長が召集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、これに属する委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定について、部会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由により部会を招集することができない場合は、議事の概要を記載した書面を各委員等に回付又は持ち回りし、賛否を問い合わせ、部会の会議に代えることができる。
- 5 部会の会議は、原則公開とする。ただし、会議において大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39条）第8条又は第9条の規定に該当する情報に關し審議する場合及び会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合は非公開とする。

第5条の2 部会長が必要と認めるときは、委員等は、ウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

- 2 ウェブ会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員等は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 3 ウェブ会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設又は部会長があらかじめ指定した施設で行わなければならない。
- 4 会議の公開に関する指針により、会議が非公開で行われる場合は、委員等以外の者に視聴させてはならない。

（部会の決議）

第6条 部会長は、部会における審議状況及び審議結果を速やかに協議会に報告する。

- 2 前項の報告を踏まえ、会長が同意した場合は、規則第6条第5項の定めるところにより、当該部会の決議をもって協議会の決議とする。
- 3 前項の規定により、協議会の決議とすることができた部会の決議については、当該部会の部会長が速やかに協議会に報告する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 部会の委員等の報酬及び費用弁償の支給方法は、協議会の委員等の例による。

2 オブザーバーの報酬及び費用弁償の支給方法は、協議会の委員等の例による。ただし、地方公共団体に属する職員である者に対しては支給しない。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。